



寄付(敬称略)

福祉のために

遠藤 憲 金1,000,000円

国際ソロプチミスト山梨－芙蓉

幼児用絵本 8冊(10,500円相当)

行政相談員について

6月広報で2名の行政相談委員の紹介をしましたが、新たに渡辺八重子さんが、8月1日から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、住民の方からの行政に関する意見、要望、疑問や苦情などの相談に応じて、関係機関への連絡や問題解決のお手伝いをする、皆さんと行政とのパイプ役です。どこに尋ねたらいいのかわからない身近な問題など、お気軽にご相談ください。

行政相談委員

渡辺八重子 桂町1081-3

☎(45)0674

山梨県小児救急電話相談

利用時間 毎日午後7時～11時

電話番号 #8000(短縮ダイヤル)

※ダイヤル回線の場合は、

☎055(226)3369へお掛けください。

対応者 小児医療に精通した看護師

内容 子どもの急な病気に関する相談(発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど)

※慢性疾患や育児相談などはご遠慮ください。

※明らかに救急を要する急病の場合は医療機関または119番へご連絡ください。

問合先 県庁医務課 ☎055(223)1480

職場内でのトラブルの解決をお手伝いします

職場内で労働関係のトラブルの解決は、簡易・迅速な個別労働紛争解決制度(無料)をご利用ください。

問合先 山梨労働局総務部企画室

☎055(225)2851

分娩予約の一時休止のお知らせ

市立病院では、8月9日から分娩予約を一時休止しています。

なお、平成20年3月20日までの分娩予定日の方で、既に当院で分娩予約済みの方は、当院で出産できます。

平成20年3月21日以降の予定日の方は、分娩可能な他病院への紹介を行いますので、ご相談ください。

問合先 市立病院 医事担当 ☎(45)1811

「救急の日」・「救急医療週間」について

9月9日は「救急の日」の日を含む一週間は「救急医療週間」です。

救急医療及び救急業務に対する正しい理解と、認識を深め、この機会に事故や急病時の対応要領、救急車の適切な呼び方などを家庭や職場で話し合いましょう。

救急車を呼ぶ時の要領

◆119番は落ち着いて正確に

◆目標物・番地・電話番号を伝え、誘導人を出すようにする。

◆けがや事故、病気の様子を見たままに伝える。

◆傷病者の人数を伝える。

※救急車は、救急救命処置を必要とする傷病者を、最寄りの医療機関へ搬送することを目的としています。

応急手当の技能普及について

消防署では、市内に居住もしくは勤務地のある方を対象に応急手当の講習会を実施し、万一の場合の救命対応について協力を呼びかけています。

講習は3時間を予定しています(休日や夜間の講習も行っています)。自治会や職場、また各種競技団体やサークルなどの単位でお申し込みください。

問合先 消防本部 消防防災課 警防担当または消防署 警防担当

☎(43)1119

10月1日から雇用保険法が変わります！

主な変更内容

○受給資格要件

雇用保険の基本手当を受給するためには、週の所定労働時間の長短にかかわらず、原則12月(各月11日以上)の被保険者期間が必要になります。

原則として、10月1日以降に離職された方となります。

○育児休業給付の給付率

職場復帰給付金の給付率が10%上がり、基本給付金と併わせ休業前賃金の50%の給付率となります。

○教育訓練給付の要件・内容

被保険者期間が3年以上、支給率20%(上限10万円)となります。

※初回に限り、被保険者期間が1年以上で受給可能になります。

10月1日～7日は公証週間です

あなたの大切な財産を守るため、国の機関である公証役場を活用してください。公証役場は遺言書の作成、金銭・土地建物の貸借、離婚に伴う慰謝料、養育費、財産分与などに関する大切な契約を公正証書で作成しています。

公正証書作成のための相談は無料です。お気軽にご相談ください。

問合先 大月公証役場 ☎(23)1452